

道路占用許可申請書

《工事中足場・仮囲い・危険防止（朝顔）の道路占用》

1 道路占用許可申請の手続きについて（道路法第 32 条第 1 項 7 号）

工事のため止むを得ず、新宿区道の一部に足場、仮囲い、危険防止（朝顔）を設置する場合は、区様式の申請書を提出し、道路占用許可を得た上で施行して下さい。

◎東京都道の占用許可申請

東京都第三建設事務所管理課占用係 ☎03-3387-5133

◎国道の占用許可申請

国土交通省東京国道事務所代々木出張所 ☎03-3374-9451

2 提出書類

- (1) 道路占用許可申請（1部）
- (2) 道路占用許可申請内容写（1部）
- (3) 道路使用許可申請（2部）
- (4) 添付資料（(1) (2) それぞれに添付）

（添付資料）

- ① 占用場所の案内図
- ② 占用物件・場所の平面図
- ③ 占用物件の立面図

（図面には以下の内容を明記すること。）

- ア 占用物件の名称
- イ 道路境界
- ウ 前面道路の幅員及び歩道がある場合は歩道幅員
- エ 道路境界及び隣地境界
- オ ガードレール、植樹帯、電柱、公衆電話など道路上にあるもの
- カ 現況の有効幅員
- キ 占用物件の出幅及び延長
- ク 占用物件を設置した後の残有効幅員
- ケ 占用面積の計算式

(5) 承諾書

次の場合には承諾書の添付が必要です。

▼隣地境界を越えて（上空含む）設置する場合 …	隣地所有者の承諾
▼私道の出入口にかかって設置する場合 ……………	私道関係者の承諾
▼カラー舗装の道路に設置する場合 ……………	商店街の承諾
▼道路の中心線を越えて朝顔を設置する場合 ……	反対側所有者の承諾

3 注意事項

申請書作成時の注意

① 申請者及び押印について

法人申請の場合、代表者名を記入して下さい。

個人申請の場合、氏名を記入して下さい。

② 修正液・修正テープで修正された申請書は受け付けできません。必ず二重線と訂正印で修正して下さい。

③ フリクションペンで記入された申請書は受け付けできません。

④ 足場の外に仮囲を設置する場合、占用料は仮囲のみを計算します。

⑤ 足場に朝顔を設置する場合、それぞれ個別に占用料を計算します。

⑥ 継続（延長）申請する場合は、当初許可証の写しを添付して下さい。

⑦ 着手予定日の10日前までに申請書を作成し、占用係窓口へ提出して下さい。

⑧ 道路占用は敷地に余裕がない等、止むを得ないと認められること。

⑨ 占用の出幅等は許可基準内で、かつ必要最小限で計画して下さい。 (道路事業等により許可できない場合もあります。)

申請書提出時の注意

① 申請者と申請内容写で様式が違うので、それぞれ1部ずつ提出して下さい。

② 申請時に本人確認資料の提示または添付を願います。(申請書提出時の本人確認について参照。)

占用物件設置時の注意

- ① ウィンチ及びリフト等は、道路上に占用している足場に設置しないこと。
- ② 仮囲に設置する扉は外開きにしないこと。
- ③ 仮囲には、法令等で定められているもの以外は掲示しないこと。
- ④ 標識及び街路灯の機能を妨げないこと。
- ⑤ L形側溝及び雨水ます等の機能を妨げないこと。
- ⑥ 図面は消火栓、マンホール等の位置を明示し、現地では占用物件の設置後、実操作を可能にすること。
- ⑦ 仮囲の中には、残土及び材料等を置かないこと。
- ⑧ 仮囲または足場の周辺は、交通の支障にならないようにすること。
- ⑨ 占用目的以外に使用しないこと。
- ⑩ 許可条件を遵守すること。

4 占用における制限

別紙 足場・仮囲の占用凡例を参照して下さい。

5 占用面積・期間の考え方

別紙 占用面積・期間の考え方を参照して下さい。

6 占用許可申請手続きの流れ（工事用足場・仮囲・危険防止施設）

